

2023年度「子ども第三の居場所」事業募集概要



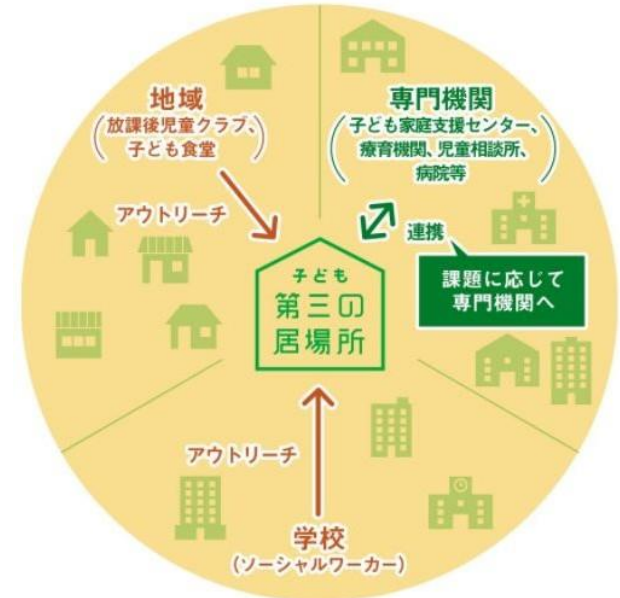
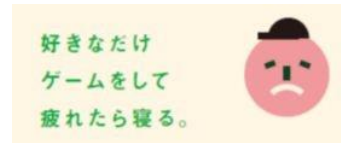
目次

1. 「子ども第三の居場所」事業について
2. 「子ども第三の居場所」事業の募集について
3. スケジュール
4. 審査の視点・備考

※本スライドの情報は2022年8月時点のものです。
別途、9月下旬に公開予定の募集要項を必ずご確認ください。

1. 「子ども第三の居場所」事業について

■日本財団は2016年から、すべての子どもたちが未来への希望を持ち、これからの社会を生き抜く力を育むことのできる「子ども第三の居場所」を全国に開設してきました。子どもたちが安心して過ごせる環境で、自己肯定感、人や社会と関わる力、生活習慣など、将来の自立に向けて生き抜く力を育むと同時に、誰一人取り残されない地域子育てコミュニティをつくることで、「みんなが、みんなの子どもを育てる」社会を目指します。



■家庭環境や発達の特性など様々な困難に直面する子どもが通っています

■地域での連携体制(イメージ)

■拠点一覧（2022年8月時点）

全179拠点（常設ケアモデル49拠点、学習・生活支援43拠点、コミュニティモデル87拠点）

北海道（5）：東神楽町×2 積丹町 北広島市 古平町

青森県（1）：青森市

秋田県（1）：秋田市

宮城県（1）：岩沼市

福島県（2）：塙町 会津若松市

新潟県（4）：燕市 胎内市 新潟市 佐渡市

富山県（1）：高岡市

石川県（1）：穴水町

長野県（14）：長野市×2 大町市 御代田町×2 諏訪市×2 松川町 伊那市

佐久市 軽井沢町 飯田市 上松町 下條村

茨城県（2）：笠間市 つくば市

栃木県（6）：大田原市×2 日光市 市貝町 芳賀町 那須塩原市

群馬県（1）：みどり市

東京都（13）：清瀬市×2 渋谷区×2 大田区 文京区 調布市 三鷹市

多摩市 豊島区 荒川区 江戸川区 青梅市

埼玉県（11）：戸田市 和光市 嵐山町 さいたま市×3 久喜市 横瀬町

三芳町 入間市 吉見町

千葉県（5）：山武市 東金市 木更津市 茂原市 南房総市

神奈川県（2）：横浜市 湯河原町

静岡県（2）：御殿場市 三島市

愛知県（3）：長久手市 名古屋市 犬山市

三重県（2）：伊勢市 尾鷲市

滋賀県（2）：彦根市 高島市

京都府（4）：南丹市 京都市×3

奈良県（2）：天理市 三郷町

大阪府（14）：箕面市×2 高槻市 寝屋川市 摂津市 泉佐野市 大阪市×6

交野市 堺市

兵庫県（5）：尼崎市×3 明石市 養父市

岡山県（7）：備前市×2 美作市×3 奈義町 笠岡市

広島県（5）：尾道市×3 廿日市市 大崎上島町

徳島県（3）：鳴門市×2 徳島市

香川県（3）：丸亀市×2 直島町

愛媛県（2）：今治市×2

高知県（1）：須崎市

鳥取県（4）：鳥取市 北栄町 南部町 米子市

島根県（2）：雲南市 益田市

山口県（4）：宇部市 下関市 山口市 萩市

福岡県（2）：久留米市 水巻町

佐賀県（6）：唐津市×3 佐賀市 基山町 みやき町

長崎県（3）：大村市 雲仙市 長崎市

大分県（4）：杵築市 日田市 中津市 豊後大野市

熊本県（8）：玉名市 大津町 人吉市 熊本市×5

鹿児島県（6）：知名町×2 和泊町 奄美市 南さつま市 長島町

宮崎県（1）：宮崎市

沖縄県（13）：うるま市×3 沖縄市×2 那覇市×2 宜野湾市 本部町 南城市 浦添市×3 中城村

2. 「子ども第三の居場所」事業の募集について

■「子ども第三の居場所」には3つの運営モデルがあり、いずれかのモデルに申請いただきます。

モデル名	(1) 常設ケアモデル	(2) 学習・生活支援モデル	(3) コミュニティモデル
実施内容	課題を抱えた子ども一人ひとりに、手厚いスタッフ体制による学習支援や生活支援、体験機会の提供等を行う。	市からの受託または自主事業として学習支援事業を行っている団体が、課題を抱える小学生低学年の子どもを対象に、学習支援に加えて、基本的な生活習慣を身につけるための支援などを行う。	地域の子どもたちが気軽に立ち寄れる居場所を開所し、地域の人々との交流を通じて人と関わる力や自己肯定感を育むとともに、課題を抱える子どもの早期発見や見守りを行う。
助成対象団体	日本国内にて次の法人格を取得している団体：一般社団法人（※非営利型）、公益財団法人、公益社団法人、社会福祉法人、NPO法人（特定非営利活動法人）など非営利活動・公益事業を行う団体		
申請受付期間	10月（通常募集・申請受付期間内）※予定		
事業期間	2023年4月1日～2024年3月31日		
実施頻度	週5日～（週25時間～）	週3～（週12時間～）	週3日～（週9時間～）
人数	定員20名～	定員20名～、1日あたり7名～	1日あたり15名～

2. 「子ども第三の居場所」事業の募集について

モデル名	(1) 常設ケアモデル	(2) 学習・生活支援モデル	(3) コミュニティモデル
運営費	月額120万円以下	月額80万円以下	月額60万円以下
開設費（整備費）	原則上限5,000万円		
補助率	100%以内		
申請に必要な書類 （運営事業・開設事業 共通）	<ul style="list-style-type: none"> 申請補助資料 自治体協力届出（様式A） 前年度決算書類 当年度予算書類 定款 現況写真 	<ul style="list-style-type: none"> 申請補助資料 自治体協力届出（様式A又はB） 前年度決算書類 当年度予算書類 定款 現況写真 	<ul style="list-style-type: none"> 申請補助資料 自治体協力届出（様式B） 前年度決算書類 当年度予算書類 定款 現況写真
申請に必要な書類 （開設事業）	<ul style="list-style-type: none"> 建築見積書 工事対象建物および土地の8年以上の確保が証明できる書類（賃貸借契約書や確約書等） 工事対象建物および土地の登記簿謄本のコピー 		

3. スケジュール

助成の申請から審査、決定、事業実施までの流れは以下の通りです。

1. 事業募集説明会の実施：2022年9月
2. Googleフォームによる申請：2022年10月3日（月）12:00～2022年10月31日（月）17:00まで
3. 追加資料の提出：2022年11月上旬頃
4. 審査
5. 審査結果のお知らせ：2023年3月頃
6. 助成契約の締結
7. 事業の開始：2023年4月1日以降、事業の実施が可能です。
8. 完了報告書の提出：2024年4月上旬
9. 監査・事業評価の実施

4. 審査の視点・備考

- 審査は以下の3つの視点を中心に総合的に判断します。

【組織体制】

事業要件を満たしていることに加えて、人員や場所などをふまえた実施体制、また、これまでに学習支援事業や居場所事業、もしくは、それに類する福祉・教育事業を実施してきた実績があるかどうか。開所頻度・時間も審査において重視いたします。

【連携とその効果】

多様な関係者を巻き込み、事業の社会的意義を高めるとともに効果的に実施する工夫があるか。関係者に働きかけ、地域内における子どもの居場所事業を推進できるかどうか。

【継続・発展性】

助成終了後においても同事業を継続、発展させていく能力があるか。
事業を継続するため、事業計画・資金計画が適正かつ合理的であるか、あるいは自治体による事業継続意思確認がとれているか。

- 申請には「自治体協力届出」の提出が必要です。

本事業の居場所が所在する自治体が記入する、団体が本事業を実施すること及び自治体が本事業実施に連携・協働することについて確認する書類です。自治体による公印（部長印）が必要です。
助成終了後の実施体制（自治体の事業としての移管継続もしくは団体の事業として運営継続）によって2つの様式（様式A：自治体事業として継続を予定／様式B：団体の自主事業として継続を予定）のどちらかを提出していただきます。

問い合わせ先：日本財団 子どもサポートチーム

※Googleフォームよりお問い合わせください [【https://forms.gle/9JLdYQEuh26p886e8】](https://forms.gle/9JLdYQEuh26p886e8)